

■議案第33号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第6項、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び四万十町保育所条例第5条の規定に基づき、「社会福祉法人 窪川児童福祉協会」を指定管理者の候補者として選定したので、指定管理者の指定をするため、議会の議決を得ようとするもの。

1. 公の施設の名称

所在地 四万十町替坂本41番地5
名 称 四万十町立ひかり保育所

2. 公募によらない指定管理者の候補者名

住 所 四万十町見付977番地1
団 体 名 社会福祉法人 窪川児童福祉協会

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

窪川児童福祉協会は、町立ひかり保育所を除くと現在3園を運営しています。その3園の運営については、子ども子育て支援法第65条第1項の規定に基づく支弁額（委託費）と、町単独補助として四万十町私立保育所運営費補助金交付要綱に基づき、保育所の運営に関する運営補助金、事務局の運営に関する補助金で運営されている。

今回、指定管理者により管理が行われる四万十町立ひかり保育所は、窪川児童福祉協会が運営していた旧仁井田保育所と影野保育所を統合し1園としたもの。

この運営に関しては、建設時に町、窪川児童福祉協会、地元区長会及び保護者会の協議により引き続き窪川児童福祉協会による運営が最適であるとの結論に至ったもので、当該保育所を従来どおりの運営形態で行うよう同協会を指定管理者として再指定を行おうとするものである。